

奨学生様
保護者様

公益財団法人 大阪府育英会
理事長 井上博司
(公 印 省 略)

高等学校等就学支援金制度改正について

国が実施する「高等学校等就学支援金」の制度が令和2年4月から改正されることに伴い、一部支給額が変更となります。

国公立の高等学校や大阪府内の私立高等学校等（大阪府の就学支援推進校に該当）に進学される場合は、制度改正後も奨学資金の貸付限度額（年額）に変更は生じませんが、① 大阪府外の私立高等学校等や ② 大阪府内の大阪府の就学支援推進校に該当しない私立高等学校等に進学される場合は、貸付限度額（年額）に変更が生じます。

つきましては、上記 ① または ② の私立高等学校等に進学される場合は、先に交付済みの書類中『進学届（B）』に印字されている「国・就学支援金見込額」の金額を下記のとおり読み替えていただき、奨学資金の貸付限度額（年額）を算出していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

記

1. 「高等学校等就学支援金」制度の主な改正点

私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に支給上限額が39万6,000円（私立高校の平均授業料を勘案した水準）まで引き上げられます（手厚くなります）。

年 収 め や す	支 給 額	
	引 上 げ 前	引 上 げ 後
270万円 未満	29万7,000 円	➡ 39万6,000 円
350万円 未満	23万7,600 円	
590万円 未満	17万8,200 円	
910万円 未満	11万8,800 円	11万8,800 円（変更なし）

1. 読み替えかた

「国・就学支援金見込額」に印字されている金額を 396,000円 に読み替えてください。

印字されている 国・就学支援金見込額	読み替え後の 国・就学支援金見込額
297,000	➡ 396,000
237,600	➡ 396,000
178,200	➡ 396,000

1. 貸付限度額（年額）の算出例

○大阪府外の私立高校に進学 年間授業料：450,000 円

年間授業料	国・就学支援金	府・授業料支援補助金	その他教育費	貸付限度額（年額）
450,000 円	－ 396,000 円	－ 0 円	＋ 100,000 円	＝ 154,000 円

【連絡先】 公益財団法人大阪府育英会 総務部 採用貸付課
電 話 06-6357-6272
〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

大阪府育英会からのお知らせ

大阪府育英会より「高等学校等就学支援金制度改正について」のお知らせがまいりましたので、掲載させていただきます。

奨学金担当 宮崎